

独立行政法人造幣局役員退職手当規程

平成15年4月1日

造幣局訓令第99号

最終改正 令和7年9月25日 造幣局訓令第20号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第52条第2項に基づき、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（死亡及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、法令に基づき控除すべき額がある場合には、支払うべき退職手当の額からその額を控除し、直接本人（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、第4条に規定する業績勘案率が決定された日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、当該役員の業績勘案率の決定までに相当の期間を要することが見込まれる場合は、その者の申出により退職手当の概算払をすることができる。この場合において、主務大臣からその者の業績勘案率の決定通知を受けたときは、遅滞なく第4条の規定により退職手当額を算定し、差額を精算するものとする。

4 前項の規定により退職手当の概算払の額を計算する場合においては、第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「主務大臣が0.0から2.0の範囲内で造幣局の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率」とあるのは「1.0（特段の事情があるものと理事長が認める場合にあつては、1.0を超えない範囲内で理事長が定める率）」と読み替えるものとする。

5 第3項前段の規定により概算払された退職手当額は、第4条の規定により算定された退職手当額の内払とみなす。

6 第3項前段の規定に基づき退職手当の概算払をした場合にあつても、第11条又は第13条の規定により返納又は納付を命ずることができる。

7 役員が退職手当の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条第1項に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当

法」という。)第2条の2第1項から第3項の規定を準用し、退職手当の支給を受けることのできる遺族から除かれる者については、同条第4項の規定を準用する。また、この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に主務大臣が0.0から2.0の範囲内で造幣局の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第6条第1項及び第7条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に主務大臣が0.0から2.0の範囲内で造幣局の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間及び役職別期間の月額の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月額が前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の第4条の規定による退職手当の額の計算の基礎となる在職期間については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員として在職した期間とみなす。

2 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の第4条の規定による退職手当の額の計算の基礎となる役員としての在職期間には、その者の職員として在職した期間を含むものとする。

3 前2項の場合における職員としての在職期間の計算については、前条の規定を準用するほか、退職手当法の適用を受ける者の例による。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて職員となった場合又は第2項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、この規程による退職手当を支給しない。

5 第2項の規定に該当する役員が退職した場合(前項に該当する場合を除く。)の

その者の退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、当該退職の日に職員であったものとして国家公務員退職手当法の規定の例により計算して得られる額とする。この場合において、退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額については、当該役員が第2項の規定に該当する役員となるために職員を退職した日における職員としての俸給月額を基礎とし、当該役員として在職した期間その他の事情を勘案して、理事長が別に定める額とする。

(再任等の取扱い)

第7条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(解任された場合の退職手当の支給制限)

第8条 役員が通則法第23条第2項の規定（同項第1号の規定を除く。）により解任されたときは、理事長は、当該退職をした役員が占めていた職の職務及び責任、当該役員が行った非違の内容及び程度、当該非違が造幣局の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響等（以下「事情」という。）を勘案し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

2 前項の規定による処分を行うときは、退職手当法第12条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「前項の規定による処分」とあるのは「規程第8条第1項の規定による処分」と読み替えるものとする。

(退職手当の支払の差止め)

第9条 退職手当の支払の差止めについては、退職手当法第13条第1項から第3項までの規定、第5項から第7項までの規定及び第10項の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「職員」とあるのは「役員」と、「公務」とあるのは「造幣局の業務」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第8条第1項に規定する解任」と読み替えるものとする。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第10条 退職をした役員に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、退職後に拘禁刑以上の刑に処せられた場合等における支給制限については、退職手当法第14条（同条第1項第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第8条第1項に規定する事情」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第8条第1項に規定する解任」と読み替えるものとする。

(退職した役員の退職手当の返納)

第11条 退職した役員に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後においての退職手当の返納については、退職手当法第15条（同条第1項第2号及び第2項

を除く。)の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第8条第1項に規定する事情」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第8条第1項に規定する解任」と読み替えるものとする。

(遺族の退職手当の返納)

第12条 死亡による退職をした役員の遺族に対する退職手当の返納については、退職手当法第16条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第8条第1項に規定する事情」と、「前条第2項及び第4項」とあるのは「前条第4項」と読み替えるものとする。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第13条 退職をした役員に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後における退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付については、退職手当法第17条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第8条第1項に規定する解任」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第8条第1項に規定する事情」と、「第15条第2項及び第4項」とあるのは「第15条第4項」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第14条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(実施細則)

第15条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

改正(15.6.20造幣局訓令第111号 15.6.20施行)

(16.1.26造幣局訓令第4号 16.1.1適用)

2 平成16年1月1日の前日までの在職期間に係る退職手当の額の計算については、施行後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(21.6.22造幣局訓令第39号 21.4.1適用)

(24.12.21造幣局訓令第36号 25.1.1施行)

(経過措置)

2 この訓令の規定による改正後の独立行政法人造幣局役員退職手当規程第4条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

(27. 3. 30造幣局訓令第17号 27. 4. 1施行)

(29. 12. 26造幣局訓令第18号 30. 1. 1施行)

(令7. 3. 18造幣局訓令第18号 令7. 3. 18施行)

(令7. 9. 25造幣局訓令第20号 令7. 9. 25施行)

(人の資格に関する経過措置)

2 懲役又は禁錮に処せられた者に係る人の資格に関する訓令及び通達の規定の適用については、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

3 (略)